

保護者等様

## 学校感染症による欠席（出席停止）についてお知らせ

平素は、本校の教育活動に御協力いただきありがとうございます。

学校は集団生活の場であり、感染症が広がりやすい環境です。そのため、生徒が学校感染症にかかっている、またその疑いがある場合、学校保健安全法に基づき「出席停止」という予防措置をとることになっています。

つきましては、裏面記載の学校感染症と医師から診断されましたら、学校にご連絡いただくとともに、最初の登校日に以下の書類を担任に提出し手続きをしてください。

### ● インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合

「学校感染症による欠席（出席停止）届①」と添付書類（「薬剤情報提供書」、「調剤明細書」、「検査結果報告書」、「日付と氏名の書かれた検査キットの結果」のいずれかのコピー）

### ● その他の学校感染症の場合

「学校感染症による欠席（出席停止）届②」と「学校感染症罹患証明書」、または「診断書」

\*「学校感染症罹患証明書」は有料になることもありますので御了承ください。

「学校感染症による欠席届①」、「学校感染症による欠席届②」、「学校感染症罹患証明書」は本校のホームページからダウンロードできますので御利用下さい。

## 学校感染症と出席停止期間の基準

分類	対象疾患	出席停止期間	手続きに必要な書類
第1種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、ポリオ、中東呼吸器症候群(MERS) 特定鳥インフルエンザ(H5NI 及び H7N9)	治癒するまで	(1)「学校感染症による欠席届②」 (2)「学校感染症罹患証明書」 または「診断書」
第2種 感染症	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	(1)「学校感染症による欠席届①」 (2)添付書類 (「薬剤情報提供書」、「調剤明細書」、「検査結果報告書」、「日付と氏名の書かれた検査キットの結果」のいずれかのコピー)
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで	
	麻疹	解熱後3日を経過するまで	(1)「学校感染症による欠席届②」 (2)「学校感染症罹患証明書」 または「診断書」
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
第3種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	(1)「学校感染症による欠席届②」 (2)「学校感染症罹患証明書」 または「診断書」
	条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患		
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など	